



京都議定書と森林吸収源対策

Toshiyuki Akagi

林野庁森林吸収源情報管理官 赤木利行

1997年、気候変動枠組条約の下で京都議定書が採択され、森林吸収源についても削減約束の達成に活用できることが政治的判断により決定した。その後森林吸収源に関しては様々な議論を経て、2001年のマラケシュ合意で運用ルールが定まり、その考え方をベースに、2005年4月に策定された京都議定書目標達成計画では、我が国削減約束の6%に対して3.9%（1300万t-Cに相当：割当量報告で示された1990年の総排出量と比較すると3.8%）を森林吸収量で賄うこととされた。

京都議定書の吸収量として算入の対象となる森林は、1990年以降に新規・再植林（3条3項）及び適正な森林経営が行われた森林（3条4項）に限定されている。しかし、我が国では、1990年時点で森林でなかった土地への植林がほとんどないことから、吸収量は専ら森林経営対象森林により確保することが必要である。森林経営の考え方については、京都議定書等の定義を踏まえ、我が国としては、平成13年11月に開催された環境省・林野庁吸収源対策合同検討委員会において整理された考え方に則り次を条約事務局に報告している。

- ① 育成林（人工林）：森林を適切な状態に保つために1990年以降に行われる森林施業（更新、保育、間伐、主伐）が行われている森林
- ② 天然生林：法令等に基づく伐採・転用規制等の保護・保全措置が講じられている森林

上述したとおり、我が国は、マラケシュ合意で森林吸収量の上限值として第1約束期間に毎年1,300万炭素トンまで活用できることが認められているが、現地調査等をベースにした最新の推計によれば、現状程度の森林整備の水準で推移すると2010年で110万炭素トン程度不足すると見通される。このため、吸収量を確実に確保するためには、2007年から6年間に現状程度の整備に加え20万ha程度の間伐が必要であると考えられ、そのための施策を強力に展開していくこととしている。

森林は、地球温暖化の防止だけではなく、国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全等の公益的機能を有しており、国土の3分の2を占める森林を適切に整備・保全する「美しい森林（もり）づくり」を幅広い国民の理解と協力のもと政府一体となって展開することとしている。具体的には、①木材利用を通じ適切な森林整備を推進する緑豊かな循環型社会の構築、②森林を支える生き活きたした担い手・地域づくり、③都市住民・企業等の森林づくりへの幅広い参画等を通じて、追加的な整備量も含め6年間で330万haの間伐を実施するとともに、100年先を見据えた広葉樹林化、長伐期化等多様な森林づくりを展開していくこととしている。

森林の整備は、雇用を通じた地域経済の活性化や木材を活用することによる省エネにもつながるなど様々な利点をもっている。しかし、森林の整備には長期間を要することから、吸収量を着実に確保するためには計画的に整備を進めていく必要がある、そのためには、森林整備のための安定的な財源の確保が不可欠であると考えられる。

森林吸収源対策の長期的な効果

循環型社会の構築に寄与

森林から生産される木材を持続的に利用することにより、資源やエネルギーの無駄が少ない「循環型社会」の構築に寄与

（例：木材を1とした場合、鋼材製造に要するエネルギー消費量は53）

多様な機能を同時に発揮

森林の整備・保全により、安全な国土の形成、水源のかん養、生物多様性の保全等の多様な公益的機能の持続的な発揮を確保

地域の活性化に寄与

森林の整備・保全の推進が、林業、木材産業や関連産業の振興につながり、地域の活性化に寄与